

令和2年度国民健康保険事業費納付金の算定について

R2. 2. 4

1 概要

- 国民健康保険制度改革により、平成30年度から県も市町村とともに保険者となり、財政運営の責任主体としての役割を担っています。
- この制度では、県が県全体の医療費を見込んだ上で、各市町村の所得水準や被保険者数等に応じて市町村ごとの納付金(※)を算定し、市町村は県から示された納付金を納める仕組みとなっています。
- 今回、国のガイドラインに基づき、令和2年度の納付金の算定を行いました。

※ 納付金とは、県が保険給付費等の支払いの財源として市町村に納付を求めるもので、被保険者が市町村に納める保険料とは異なるものです。

2 令和2年度の納付金

- 一人あたり納付金額は、平成31年度と比較して▲0.6%、791円減の135,329円となり、前年度と比べて14団体で増加し、13団体で減少しました。(別紙1)
- 納付金総額は、平成31年度と比較して▲4.8%、約12億6千万円減の約253億1千万円となり、前年度と比べて5団体で増加し、22団体で減少しました。(別紙2)

3 調整措置

- 納付金の仕組みの導入に伴い、被保険者の保険料負担が急激に増加しないよう、平成30年度から納付金の調整措置を行っています。
- 調整措置は、制度改正前の平成28年度の一人あたり納付金相当額と国のガイドラインにより算定した調整措置前の一人あたり納付金額を比較し、県平均の増加率を超える市町村に対して県が国と県の公費を充てているものです。
- 令和2年度の納付金額については、県平均の増加率を超えた12団体に対して、合計で約4億1千万円の調整措置を実施することとして算定しました。(別紙3)

4 県・市町村の役割

- 県は、市町村ごとに決定した納付金を徴収し、保険給付に要する費用の全額を市町村に支払います。
- 市町村は、納付金の支払いや保健事業等の実施に必要な財源を賄うため、保険料率を決定し、賦課・徴収を行います。

一人あたり納付金額の比較（令和2年度－平成31年度）

市町村名	平成31年度 一人あたり 納付金額	令和2年度 一人あたり 納付金額	増減額	増減率
甲 府 市	137,303 円	134,081 円	▲ 3,222 円	▲ 2.3 %
富 士 吉 田 市	142,344 円	143,066 円	+ 722 円	+ 0.5 %
都 留 市	131,597 円	133,873 円	+ 2,276 円	+ 1.7 %
山 梨 市	139,619 円	143,337 円	+ 3,718 円	+ 2.7 %
大 月 市	138,905 円	130,786 円	▲ 8,119 円	▲ 5.8 %
韮 崎 市	126,404 円	126,450 円	+ 46 円	+ 0.0 %
南アルプス市	132,514 円	131,993 円	▲ 521 円	▲ 0.4 %
北 杜 市	120,306 円	118,807 円	▲ 1,499 円	▲ 1.2 %
甲 斐 市	131,644 円	129,450 円	▲ 2,194 円	▲ 1.7 %
笛 吹 市	141,141 円	142,124 円	+ 983 円	+ 0.7 %
上 野 原 市	145,070 円	144,247 円	▲ 823 円	▲ 0.6 %
甲 州 市	135,398 円	135,898 円	+ 500 円	+ 0.4 %
中 央 市	128,794 円	130,427 円	+ 1,633 円	+ 1.3 %
早 川 町	137,684 円	128,879 円	▲ 8,805 円	▲ 6.4 %
身 延 町	159,103 円	151,796 円	▲ 7,307 円	▲ 4.6 %
南 部 町	142,564 円	132,198 円	▲ 10,366 円	▲ 7.3 %
昭 和 町	146,117 円	153,102 円	+ 6,985 円	+ 4.8 %
道 志 村	145,578 円	142,998 円	▲ 2,580 円	▲ 1.8 %
西 桂 町	121,873 円	119,499 円	▲ 2,374 円	▲ 1.9 %
忍 野 村	140,319 円	141,425 円	+ 1,106 円	+ 0.8 %
山 中 湖 村	164,993 円	162,366 円	▲ 2,627 円	▲ 1.6 %
鳴 沢 村	129,987 円	134,102 円	+ 4,115 円	+ 3.2 %
小 菅 村	96,035 円	122,230 円	+ 26,195 円	+ 27.3 %
丹 波 山 村	96,841 円	103,224 円	+ 6,383 円	+ 6.6 %
富士河口湖町	149,743 円	152,318 円	+ 2,575 円	+ 1.7 %
市 川 三 郷 町	131,099 円	128,378 円	▲ 2,721 円	▲ 2.1 %
富 士 川 町	133,320 円	139,073 円	+ 5,753 円	+ 4.3 %
県 平 均	136,120 円	135,329 円	▲ 791 円	▲ 0.6 %

増加 14 団体
減少 13 団体

納付金総額の比較（令和2年度－平成31年度）

市町村名	平成31年度 納付金総額	令和2年度 納付金総額	増減額	増減率
甲 府 市	5,850,578,207 円	5,447,844,745 円	▲ 402,733,462 円	▲ 6.9 %
富 士 吉 田 市	1,497,701,562 円	1,411,345,364 円	▲ 86,356,198 円	▲ 5.8 %
都 留 市	872,108,779 円	878,342,660 円	+ 6,233,881 円	+ 0.7 %
山 梨 市	1,263,202,878 円	1,223,954,760 円	▲ 39,248,118 円	▲ 3.1 %
大 月 市	812,126,361 円	721,025,405 円	▲ 91,100,956 円	▲ 11.2 %
韮 崎 市	850,148,052 円	829,889,984 円	▲ 20,258,068 円	▲ 2.4 %
南アルプス市	2,107,947,980 円	2,048,795,135 円	▲ 59,152,845 円	▲ 2.8 %
北 杜 市	1,766,839,643 円	1,646,426,313 円	▲ 120,413,330 円	▲ 6.8 %
甲 斐 市	2,086,608,225 円	1,954,303,320 円	▲ 132,304,905 円	▲ 6.3 %
笛 吹 市	2,531,256,762 円	2,412,414,399 円	▲ 118,842,363 円	▲ 4.7 %
上 野 原 市	810,693,238 円	783,838,754 円	▲ 26,854,484 円	▲ 3.3 %
甲 州 市	1,210,439,045 円	1,168,041,627 円	▲ 42,397,418 円	▲ 3.5 %
中 央 市	842,399,523 円	856,251,538 円	+ 13,852,015 円	+ 1.6 %
早 川 町	40,479,067 円	33,250,791 円	▲ 7,228,276 円	▲ 17.9 %
身 延 町	475,429,823 円	430,341,483 円	▲ 45,088,340 円	▲ 9.5 %
南 部 町	260,132,588 円	233,329,009 円	▲ 26,803,579 円	▲ 10.3 %
昭 和 町	569,288,389 円	586,992,628 円	+ 17,704,239 円	+ 3.1 %
道 志 村	66,979,265 円	70,355,251 円	+ 3,375,986 円	+ 5.0 %
西 桂 町	112,028,680 円	105,279,027 円	▲ 6,749,653 円	▲ 6.0 %
忍 野 村	228,244,200 円	214,966,740 円	▲ 13,277,460 円	▲ 5.8 %
山 中 湖 村	310,915,007 円	294,532,770 円	▲ 16,382,237 円	▲ 5.3 %
鳴 沢 村	119,456,535 円	112,108,957 円	▲ 7,347,578 円	▲ 6.2 %
小 菅 村	17,286,307 円	25,668,226 円	+ 8,381,919 円	+ 48.5 %
丹 波 山 村	16,366,064 円	15,999,700 円	▲ 366,364 円	▲ 2.2 %
富士河口湖町	905,216,865 円	889,235,141 円	▲ 15,981,724 円	▲ 1.8 %
市 川 三 郷 町	499,585,061 円	481,033,870 円	▲ 18,551,191 円	▲ 3.7 %
富 士 川 町	451,673,318 円	435,436,925 円	▲ 16,236,393 円	▲ 3.6 %
県 合 計	26,575,131,424 円	25,311,004,522 円	▲ 1,264,126,902 円	▲ 4.8 %

増加 5 団体
減少 22 団体

調整措置（一人あたり納付金額の調整）

市町村名	平成28年度 一人あたり 納付金額	令和2年度 一人あたり 納付金額	増減率 (1年あたり)	令和2年度 一人あたり 納付金額	令和2年度 調整措置額	
	旧制度	調整措置前		調整措置後	一人あたり 調整額	調整総額
甲 府 市	127,637 円	134,081 円	+ 1.2 %	134,081 円	0 円	0 円
富 士 吉 田 市	132,472 円	148,486 円	+ 2.9 %	143,066 円	▲ 5,420 円	▲ 53,468,300 円
都 留 市	140,048 円	133,873 円	▲ 1.1 %	133,873 円	0 円	0 円
山 梨 市	138,343 円	143,337 円	+ 0.9 %	143,337 円	0 円	0 円
大 月 市	139,316 円	130,786 円	▲ 1.6 %	130,786 円	0 円	0 円
韮 崎 市	120,184 円	126,450 円	+ 1.3 %	126,450 円	0 円	0 円
南アルプス市	123,064 円	135,204 円	+ 2.4 %	131,993 円	▲ 3,211 円	▲ 49,841,142 円
北 杜 市	116,889 円	118,807 円	+ 0.4 %	118,807 円	0 円	0 円
甲 斐 市	126,670 円	129,450 円	+ 0.5 %	129,450 円	0 円	0 円
笛 吹 市	130,579 円	149,672 円	+ 3.5 %	142,124 円	▲ 7,548 円	▲ 128,119,752 円
上 野 原 市	134,858 円	146,975 円	+ 2.2 %	144,247 円	▲ 2,728 円	▲ 14,823,952 円
甲 州 市	124,070 円	144,787 円	+ 3.9 %	135,898 円	▲ 8,889 円	▲ 76,400,955 円
中 央 市	118,818 円	139,504 円	+ 4.1 %	130,427 円	▲ 9,077 円	▲ 59,590,505 円
早 川 町	121,073 円	130,081 円	+ 1.8 %	128,879 円	▲ 1,202 円	▲ 310,116 円
身 延 町	148,082 円	151,796 円	+ 0.6 %	151,796 円	0 円	0 円
南 部 町	155,450 円	132,198 円	▲ 4.0 %	132,198 円	0 円	0 円
昭 和 町	143,650 円	154,908 円	+ 1.9 %	153,102 円	▲ 1,806 円	▲ 6,924,204 円
道 志 村	150,147 円	142,998 円	▲ 1.2 %	142,998 円	0 円	0 円
西 桂 町	137,979 円	119,499 円	▲ 3.5 %	119,499 円	0 円	0 円
忍 野 村	130,561 円	147,615 円	+ 3.1 %	141,425 円	▲ 6,190 円	▲ 9,408,800 円
山 中 湖 村	156,340 円	162,366 円	+ 0.9 %	162,366 円	0 円	0 円
鳴 沢 村	164,436 円	134,102 円	▲ 5.0 %	134,102 円	0 円	0 円
小 菅 村	114,775 円	123,479 円	+ 1.8 %	122,230 円	▲ 1,249 円	▲ 262,290 円
丹 波 山 村	85,970 円	127,500 円	+ 10.4 %	103,224 円	▲ 24,276 円	▲ 3,762,780 円
富士河口湖町	144,160 円	152,318 円	+ 1.4 %	152,318 円	0 円	0 円
市 川 三 郷 町	119,686 円	131,516 円	+ 2.4 %	128,378 円	▲ 3,138 円	▲ 11,758,086 円
富 士 川 町	142,906 円	139,073 円	▲ 0.7 %	139,073 円	0 円	0 円
県 平 均	129,820 円	137,546 円	+ 1.5 %	135,329 円	▲ 2,217 円	▲ 414,670,882 円

増加 20 団体

減少 7 団体

調整措置対象 12 団体

調整措置総額		414,670,882 円
財源	国公費	199,211,000 円
	県公費	215,459,882 円
	合 計	414,670,882 円

令和2年度 標準保険料率

参考資料

● 都道府県標準保険料率（各都道府県を比較する際に参考とするもの）

	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
山梨県	7.19	-	41,949	-	2.51	-	14,402	-	2.25	-	16,540	-

● 市町村標準保険料率（各市町村を比較する際に参考とするもの）

市町村名	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
甲府市	6.64	-	27,893	19,940	2.52	-	10,461	7,478	2.36	-	12,584	6,497
富士吉田市	7.50	-	31,474	22,499	2.40	-	9,955	7,116	2.06	-	10,957	5,657
都留市	6.32	-	26,549	18,978	2.46	-	10,187	7,282	2.31	-	12,298	6,350
山梨市	7.48	-	31,421	22,462	2.47	-	10,220	7,306	2.29	-	12,231	6,315
大月市	7.01	-	29,411	21,025	2.47	-	10,219	7,305	2.28	-	12,134	6,265
韮崎市	7.48	-	31,417	22,458	2.47	-	10,233	7,315	2.31	-	12,298	6,350
南アルプス市	6.94	-	29,121	20,817	2.36	-	9,787	6,996	1.89	-	10,080	5,205
北杜市	6.13	-	25,717	18,384	2.48	-	10,293	7,358	2.31	-	12,336	6,370
甲斐市	6.54	-	27,462	19,632	2.47	-	10,220	7,306	2.31	-	12,314	6,358
笛吹市	7.28	-	30,544	21,834	2.39	-	9,891	7,071	1.89	-	10,070	5,199
上野原市	7.52	-	31,591	22,583	2.45	-	10,153	7,258	2.14	-	11,434	5,904
甲州市	7.55	-	31,685	22,650	2.05	-	8,490	6,069	1.81	-	9,672	4,994
中央市	7.42	-	31,164	22,278	2.30	-	9,527	6,810	1.90	-	10,149	5,240
早川町	7.52	-	31,565	22,564	2.41	-	9,986	7,139	2.22	-	11,815	6,100
身延町	7.89	-	33,137	23,688	2.45	-	10,154	7,259	2.27	-	12,099	6,247
南部町	7.13	-	29,935	21,399	2.46	-	10,194	7,287	2.31	-	12,310	6,356
昭和町	7.62	-	31,986	22,865	2.44	-	10,100	7,220	2.09	-	11,162	5,763
道志村	6.96	-	29,200	20,874	2.47	-	10,221	7,306	2.31	-	12,293	6,347
西桂町	5.93	-	24,896	17,797	2.44	-	10,117	7,232	2.26	-	12,069	6,232
忍野村	6.56	-	27,548	19,693	2.31	-	9,585	6,852	1.78	-	9,483	4,896
山中湖村	7.61	-	31,944	22,835	2.56	-	10,628	7,597	2.37	-	12,633	6,523
鳴沢村	6.72	-	28,208	20,164	2.41	-	9,999	7,148	2.28	-	12,129	6,263
小菅村	6.04	-	25,343	18,117	2.46	-	10,182	7,279	2.27	-	12,128	6,262
丹波山村	6.07	-	25,474	18,210	2.19	-	9,063	6,478	1.96	-	10,442	5,391
富士河口湖町	7.00	-	29,379	21,002	2.50	-	10,349	7,398	2.34	-	12,464	6,436
市川三郷町	7.30	-	30,647	21,908	2.49	-	10,315	7,374	2.08	-	11,105	5,734
富士川町	8.12	-	34,069	24,354	2.44	-	10,099	7,219	2.28	-	12,158	6,277

● 市町村の算定基準に基づく保険料率（各市町村で保険料率を検討する際に参考とするもの）

市町村名	医療分				後期分				介護分			
	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率 (%)	資産割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)
甲府市	6.91	-	27,397	18,594	2.55	-	10,277	6,975	2.39	-	12,389	6,255
富士吉田市	7.74	-	27,793	23,773	2.47	-	9,021	7,073	1.81	-	11,036	6,406
都留市	6.13	-	25,416	21,884	2.42	-	9,739	8,309	2.09	-	12,125	7,148
山梨市	7.28	-	26,976	26,424	2.36	-	8,894	8,496	2.10	-	10,488	8,425
大月市	6.69	-	28,686	21,076	2.34	-	10,277	6,887	2.10	-	11,522	7,182
韮崎市	8.86	-	25,913	18,439	2.93	-	8,408	5,993	2.72	-	9,729	4,947
南アルプス市	6.81	-	26,181	25,163	2.34	-	8,933	8,108	1.65	-	9,396	6,945
北杜市	5.13	-	23,790	23,518	2.04	-	10,395	8,152	1.72	-	11,806	8,834
甲斐市	6.43	-	24,482	22,470	2.32	-	9,614	8,346	2.24	-	10,860	6,661
笛吹市	6.64	-	32,081	24,015	2.16	-	10,391	7,788	1.62	-	11,194	5,447
上野原市	6.87	16.09	28,729	25,996	2.08	5.04	9,949	8,755	1.95	-	9,361	9,558
甲州市	7.49	-	26,557	27,862	1.70	-	7,993	7,882	1.69	-	8,312	5,119
中央市	7.52	-	31,351	21,734	2.31	-	9,585	6,587	1.85	-	10,128	4,699
早川町	6.07	65.04	27,493	26,350	1.86	24.95	9,733	6,739	1.53	26.58	11,313	6,701
身延町	7.34	18.12	27,525	29,328	2.11	6.54	8,630	9,213	2.00	6.65	9,629	8,156
南部町	7.27	-	27,230	24,642	2.59	-	8,534	8,734	2.10	-	10,393	7,697
昭和町	6.90	-	30,936	30,458	1.89	-	11,258	9,887	1.78	-	10,991	8,045
道志村	6.77	-	31,590	22,596	2.44	-	11,059	7,896	1.65	-	14,874	7,818
西桂町	5.42	-	24,104	22,211	2.42	-	9,238	8,472	2.21	-	10,498	7,286
忍野村	5.94	17.38	22,677	20,537	2.08	5.21	8,301	6,597	1.26	11.07	8,859	7,589
山中湖村	7.44	11.62	26,388	29,115	1.75	3.21	13,640	8,499	1.29	3.37	15,321	11,664
鳴沢村	5.62	-	28,208	30,007	2.11	-	11,250	7,706	1.74	-	15,161	6,915
小菅村	4.44	26.33	23,718	28,096	1.01	35.65	8,264	12,958	1.53	15.09	12,102	8,333
丹波山村	6.67	-	22,125	22,076	2.37	-	7,399	8,882	2.38	-	10,150	5,569
富士河口湖町	6.65	15.92	23,272	20,539	2.67	6.24	5,837	6,633	1.91	5.36	11,928	7,952
市川三郷町	5.58	32.12	27,078	28,443	1.97	10.67	8,930	9,182	1.23	9.96	11,734	7,843
富士川町	8.33	-	28,226	29,557	2.13	-	9,814	9,334	2.15	-	10,363	9,157

- ※ 標準保険料率とは、比較・検討の際に参考にするためのもので、被保険者が市町村に保険料を納める際に使用する保険料率とは異なるものです。
- ※ 医療分とは、医療費に充てられる保険料です。
- ※ 後期分とは、後期高齢者の医療費を支援する費用に充てられる保険料です。
- ※ 介護分とは、40歳以上が負担する介護保険料に充てられる保険料です。
- ※ 所得割率とは、所得に対して賦課される保険料率です。
- ※ 資産割率とは、固定資産税に対して賦課される保険料率です。
- ※ 均等割額とは、被保険者数に対して賦課される保険料額です。
- ※ 平等割額とは、世帯に対して賦課される保険料額です。

納付金と保険料の違い

参考資料

- ・ 納 付 金 = 市町村が県に納める金額
- ・ 保険料総額 = 市町村が被保険者に対する保険料率を算定するための基礎となる金額

